

(郡山市立学校施設使用に関する条例の一部改正)

第1条 郡山市立学校施設使用に関する条例(昭和40年郡山市条例第46号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前									
<p>(使用料)</p> <p>第7条 使用者は、屋外運動場夜間照明設備の使用については、<u>別表に定める使用料を前納しなければならない。</u></p> <p><u>別表(第7条関係)</u></p> <table border="1" data-bbox="163 456 1039 592"><thead><tr><th>区分</th><th>単位</th><th>使用料</th></tr></thead><tbody><tr><td>一般</td><td>30分</td><td>700円</td></tr><tr><td>高校生・学生及び中学生以下</td><td>30分</td><td>350円</td></tr></tbody></table> <p><u>備考</u></p> <ol style="list-style-type: none"><li><u>1 「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。</u></li><li><u>2 「中学生以下」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)の児童又は中学校(義務教育学校の後期課程を含む。)の生徒をいう。</u></li><li><u>3 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。</u></li><li><u>4 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。</u></li></ol>	区分	単位	使用料	一般	30分	700円	高校生・学生及び中学生以下	30分	350円	<p>(使用料)</p> <p>第7条 使用者は、屋外運動場夜間照明設備の使用については、<u>30分につき500円を使用料として前納しなければならない。</u></p>
区分	単位	使用料								
一般	30分	700円								
高校生・学生及び中学生以下	30分	350円								